



愛媛県報

発行 愛媛県

平成19年3月31日土曜日 第1848号外3

◇ 目 次 ◇
条 例

愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例..... 1

条 例

○愛媛県条例第36号

愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成19年3月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（県民税の株式等譲渡所得割の特別徴収義務者）</p> <p>第17条の7 選択口座が開設されている租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第37条の11の3第3項第1号に規定する金融商品取引業者等で当該選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価又は当該選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済に係る差益に相当する金額の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において県内に住所を有する個人に対して当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額の支払をするものは、県民税の株式等譲渡所得割についての特別徴収義務者とする。</p> <p>（事業税の納税義務者等）</p> <p>第18条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額によって、その法人に課する。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 法第72条の4第1項各号に掲げる法人、法第72条の5第1項各号に掲げる法人、法第72条の24の7第6項各号に掲げる法人、法第72条の2第4項に規定する人格のない社団等、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第2条第12項に規定する投資法人及び資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社並びにこれらの法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの 所得割額</p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>（個人の事業税の税率等）</p> <p>第18条の4 個人の行う事業に対する事業税の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p>	<p>（県民税の株式等譲渡所得割の特別徴収義務者）</p> <p>第17条の7 選択口座が開設されている租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第37条の11の3第3項第1号に規定する証券業者等 _____ で当該選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価又は当該選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済に係る差益に相当する金額の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において県内に住所を有する個人に対して当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額の支払をするものは、県民税の株式等譲渡所得割についての特別徴収義務者とする。</p> <p>（事業税の納税義務者等）</p> <p>第18条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額によって、その法人に課する。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 法第72条の4第1項各号に掲げる法人、法第72条の5第1項各号に掲げる法人、法第72条の24の7第6項各号に掲げる法人、法第72条の2第4項に規定する人格のない社団等、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第2条第19項に規定する投資法人及び資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社並びにこれらの法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの 所得割額</p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>（個人の事業税の税率等）</p> <p>第18条の4 個人の行う事業に対する事業税の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p>

(1)～(3) 省略

(4) 第3種事業のうち法第72条の2第9項第5号 _____ 及び第7号に掲げる事業を行う個人 所得に100分の3を乗じて得た金額

(不動産取得税の納税義務者等)

第19条 省略

2 家屋が新築された場合においては、当該家屋について最初の使用又は譲渡(_____ 独立行政法人都市再生機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、地方住宅供給公社若しくは令第36条の2の2第1項に規定する者又は住宅を新築して譲渡する者で同条第2項に規定するものが注文者である家屋の新築に係る請負契約(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が注文者である家屋の新築にあつては、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成10年法律第136号)第13条第1項第3号の業務に基づき締結されるものに限る。)に基づく当該注文者に対する請負人からの譲渡が当該家屋の新築後最初に行われた場合は、当該譲渡の後最初に行われた使用又は譲渡。以下この項において同じ。)が行われた日において家屋の取得がなされたものとみなし、当該家屋の所有者又は譲受人を取得者とみなして、これに対して不動産取得税を課する。ただし、家屋が新築された日から6月を経過して、なお、当該家屋について最初の使用又は譲渡が行われない場合においては、当該家屋が新築された日から6月を経過した日において家屋の取得がなされたものとみなし、当該家屋の所有者を取得者とみなして、これに対して不動産取得税を課する。

3～9 省略

(県たばこ税の税率)

第20条の3 県たばこ税の税率は、1,000本につき1,074円とする。

(狩猟税の税率)

第62条 狩猟税の税率は、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) _____ 第1種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次号に掲げる者以外のもの 1登録につき 16,500円

(2) _____ 第1種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の都道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族に該当する者(農業、水産業又は林業に従事している者を除く。)以外の者 1登録につき 11,000円

(3) 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次号に掲げる者以外のもの 1登録につき 8,200円

(4) 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の都道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族に該当する者(農業、水産業又は林業に従事している者を除く。)以外の者 1登録につき 5,500円

(5) 省略

2 省略

附 則

(配当割の税率の特例)

第7条の3 平成16年1月1日から平成21年3月31日までの間に支

(1)～(3) 省略

(4) 第3種事業のうち法第72条の2第9項第4号、第5号及び第7号に掲げる事業を行う個人 所得に100分の3を乗じて得た金額

(不動産取得税の納税義務者等)

第19条 省略

2 家屋が新築された場合においては、当該家屋について最初の使用又は譲渡(住宅金融公庫、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、地方住宅供給公社若しくは令第36条の2の2第1項に規定する者又は住宅を新築して譲渡する者で同条第2項に規定するものが注文者である家屋の新築に係る請負契約(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が注文者である家屋の新築にあつては、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成10年法律第136号)第13条第1項第3号の業務に基づき締結されるものに限る。)に基づく当該注文者に対する請負人からの譲渡が当該家屋の新築後最初に行われた場合は、当該譲渡の後最初に行われた使用又は譲渡。以下この項において同じ。)が行われた日において家屋の取得がなされたものとみなし、当該家屋の所有者又は譲受人を取得者とみなして、これに対して不動産取得税を課する。ただし、家屋が新築された日から6月を経過して、なお、当該家屋について最初の使用又は譲渡が行われない場合においては、当該家屋が新築された日から6月を経過した日において家屋の取得がなされたものとみなし、当該家屋の所有者を取得者とみなして、これに対して不動産取得税を課する。

3～9 省略

(県たばこ税の税率)

第20条の3 県たばこ税の税率は、1,000本につき898円とする。

(狩猟税の税率)

第62条 狩猟税の税率は、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 網・わな猟免許又は第1種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次号に掲げる者以外のもの 1登録につき 16,500円

(2) 網・わな猟免許又は第1種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の都道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族に該当する者(農業、水産業又は林業に従事している者を除く。)以外の者 1登録につき 11,000円

(3) 省略

2 省略

附 則

(配当割の税率の特例)

第7条の3 平成16年1月1日から平成20年3月31日までの間に支

払を受けるべき特定配当等（租税特別措置法第4条の2第9項及び第4条の3第10項の規定の適用を受けるものを除く。）の額に係る配当割の税率は、第13条第6項の規定にかかわらず、100分の3とする。

（肉用牛の売却による事業所得に係る県民税の課税の特例）

第8条 省略

2 前項の規定の適用がある場合における第16条及び附則第5条第1項の規定の適用については、第16条中「前3条」とあるのは「前3条及び附則第8条第1項」と、附則第5条第1項第2号中「及び附則第7条の4第1項」とあるのは「、附則第7条の4第1項及び附則第8条第1項」と、同項第3号中「及び附則第5条の4第6項」とあるのは「、附則第5条の4第6項及び附則第6条第5項」とする。

（上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例）

第16条の2 平成16年度から平成21年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に法附則第35条の2の3第1項に規定する上場株式等（以下この項において「上場株式等」という。）の譲渡（これに類するものとして令で定めるものを含み、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第8項第3号イに掲げる取引の方法により行うものを除く。以下この項において同じ。）のうち租税特別措置法第37条の11第1項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等のこれらの譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（同法第32条第2項の規定に該当する譲渡所得を除く。）については、前条第1項の規定により法附則第35条の2の3第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額に対して課する県民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、法附則第35条の2の3第1項に規定する上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額の100分の1.2に相当する額とする。

2 省略

（株式等譲渡所得割の税率の特例）

第16条の3 平成16年1月1日から平成20年12月31日までの間に行われた特定口座内保管上場株式等の譲渡又は上場株式等の信用取引等に係る差金決済により生じた特定株式等譲渡所得金額に係る株式等譲渡所得割の税率は、第13条第7項の規定にかかわらず、100分の3とする。

（不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例）

第19条の4 _____ 独立行政法人都市再生機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、地方住宅供給公社若しくは家屋を新築して譲渡することを業とする者で令で定めるもの若しくは住宅を新築して譲渡する者で令で定めるもの又は住宅を購入して譲渡する者で令で定めるものが売り渡す新築の住宅に係る第19条第2項ただし書又は同条第3項本文の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から平成20年3月31日までの間に行われたときに限り、これらの規定中「6月」とあるのは、「1年」とする。

（県たばこ税の税率の特例）

第22条 _____ たばこ事業法

払を受けるべき特定配当等（租税特別措置法第4条の2第9項及び第4条の3第10項の規定の適用を受けるものを除く。）の額に係る配当割の税率は、第13条第6項の規定にかかわらず、100分の3とする。

（肉用牛の売却による事業所得に係る県民税の課税の特例）

第8条 省略

2 前項の規定の適用がある場合における第16条及び附則第5条第1項の規定の適用については、第16条中「前3条」とあるのは「前3条及び附則第8条第1項」と、附則第5条第1項第2号中「及び附則第7条の4第1項」とあるのは「、附則第7条の4第1項及び附則第8条第1項」と、同項第3号中「及び附則第5条第3項_____」とあるのは「、附則第5条第3項_____及び附則第6条第5項」とする。

（上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例）

第16条の2 平成16年度から平成20年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に法附則第35条の2の3第1項に規定する上場株式等（以下この項において「上場株式等」という。）の譲渡（これに類するものとして令で定めるものを含み、証券取引法（昭和23年法律第25号）第2条第20項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。以下この項において同じ。）のうち租税特別措置法第37条の11第1項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等のこれらの譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（同法第32条第2項の規定に該当する譲渡所得を除く。）については、前条第1項の規定により法附則第35条の2の3第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額に対して課する県民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、法附則第35条の2の3第1項に規定する上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額の100分の1.2に相当する額とする。

2 省略

（株式等譲渡所得割の税率の特例）

第16条の3 平成16年1月1日から平成19年12月31日までの間に行われた特定口座内保管上場株式等の譲渡又は上場株式等の信用取引等に係る差金決済により生じた特定株式等譲渡所得金額に係る株式等譲渡所得割の税率は、第13条第7項の規定にかかわらず、100分の3とする。

（不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例）

第19条の4 住宅金融公庫、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、地方住宅供給公社若しくは家屋を新築して譲渡することを業とする者で令で定めるもの若しくは住宅を新築して譲渡する者で令で定めるもの又は住宅を購入して譲渡する者で令で定めるものが売り渡す新築の住宅に係る第19条第2項ただし書又は同条第3項本文の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から平成20年3月31日までの間に行われたときに限り、これらの規定中「6月」とあるのは、「1年」とする。

（県たばこ税の税率の特例）

第22条 平成18年7月1日以後に第20条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた製造たばこに係る県たばこ税の税率は、第20条の3の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき1,074円とする。

2 _____ 平成18年7月1日以後に売渡し等が行われたたばこ事業法

附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法（昭和40年法律第122号）第1条第1項に規定する紙巻たばこ3級品の当該廃止の時にける品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係る県たばこ税の税率は、第20条の3 _____ の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき511円とする。

（自動車取得税の税率の特例）

第24条 省略

2 電気を動力源とする自動車で地方税法施行規則で定めるものの取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成19年4月1日から平成21年3月31日までの間に行われたときに限り、第59条の4及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率から100分の2.7を控除した率とする。

3 次に掲げる天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で地方税法施行規則で定めるものをいう。以下この項において同じ。）の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成19年4月1日から平成21年3月31日までの間に行われたときに限り、第59条の4及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から100分の2.7を控除した率とする。

(1) 道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量（以下この条において「車両総重量」という。）が3.5トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この条において「排出ガス保安基準」という。）で地方税法施行規則で定めるもの（以下この号において「平成17年天然ガス軽量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないもので同省令で定めるもの

(2) 車両総重量が3.5トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則で定めるもの（以下この号において「平成17年天然ガス重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので同省令で定めるもの

4 次に掲げる特定自動車（内燃機関を有する自動車であつて、併せて電気その他の地方税法施行規則で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので同省令で定めるものをいう。以下この項において同じ _____。）の取得（前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成19年4月1日から平成21年3月31日までの間に行われたときに限り、第59条の4及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から、当該特定自動車バス、トラックその他の同省令で定めるものである場合に於ては100分の2.7を、当該特定自動車乗用車その他の同省令で定めるものである場合に於ては100分の1.8（当該取得が平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間

附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法（昭和40年法律第122号）第1条第1項に規定する紙巻たばこ3級品の当該廃止の時にける品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係る県たばこ税の税率は、第20条の3 及び前項の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき511円とする。

（自動車取得税の税率の特例）

第24条 省略

2 前条第1項に規定する電気自動車等 _____ の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成11年4月1日から平成19年3月31日までの間に行われたときに限り、第59条の4及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率から100分の2.7を控除した率とする。

3 内燃機関 _____ を有する自動車であつて、併せて電気その他の地方税法施行規則で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので同省令で定めるもの（以下この項において「特定自動車」という。）の取得（前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成11年4月1日から平成19年3月31日までの間に行われたときに限り、第59条の4及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める率

に行われた場合にあつては、100分の2)をそれぞれ控除した率とする。

(1) 車両総重量が3.5トン以下の特定自動車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

ア 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則で定めるもの(以下この号において「平成17年特定軽量車基準」という。)に適合すること。

イ 窒素酸化物の排出量が平成17年特定軽量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

ウ 前条第2項に規定するエネルギー消費効率(以下この条において「エネルギー消費効率」という。)が同項に規定する基準エネルギー消費効率(以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。)に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

(2) 車両総重量が3.5トンを超える以下の特定自動車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

ア 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則で定めるもの(以下この号において「平成17年特定重量車基準」という。)に適合すること。

イ 窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成17年特定重量車基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

ウ エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上であること。

5 _____ 車両総重量が3.5トンを超える自動車(軽油を内燃機関の燃料とするものに限る。)のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で地方税法施行規則で定めるもの(以下この項において「平成17年重量車排出ガス保安基準」という。)に適合し、かつ、_____ エネルギー消費効率が_____ 基準エネルギー消費効率以上のもので同省令で定めるもの(以下この項において「重量車基準適合車」という。)の取得(前3項又は法附則第32条第7項若しくは第8項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に行われたときに限り、第59条の4及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から100分の1(窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成17年重量車排出ガス保安基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の10分の9を超えない重量車基準適合車で同省令で定めるものにあつては、100分の2)を控除した率とする。

_____をそれぞれ控除した率とする。

(1) 当該特定自動車がバス、トラックその他の地方税法施行規則で定めるものである場合 100分の2.7

(2) 当該特定自動車が前号に規定するもの以外の特定自動車である場合 100分の2.2

4 道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量が3.5トンを超える自動車(軽油を内燃機関の燃料とするものに限る。)のうち、同法_____ 第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で地方税法施行規則で定めるもの(以下この項において「平成17年重量車排出ガス保安基準」という。)に適合し、かつ、前条第2項に規定するエネルギー消費効率が同項に規定する基準エネルギー消費効率以上のもので同省令で定めるもの(以下この項において「重量車基準適合車」という。)の取得(前2項又は法附則第32条第6項若しくは第7項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に行われたときに限り、第59条の4及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から100分の1(窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成17年重量車排出ガス保安基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の10分の9を超えない重量車基準適合車で同省令で定めるものにあつては、100分の2)を控除した率とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第62条第1項の改正規定及び附則第7項の規定 平成19年4月16日

(2) 第17条の7及び第18条第1項第1号イの改正規定並びに附則第16条の2第1項の改正規定(「証券取引法(昭和23年法律第25号)第2条第20項に規定する有価証券先物取引」を「金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第28条第8項第3号イに掲げる取引」に改める部分に限る。) 証券取引法等の一部を改正する法律(平成18年法律第65号)の施行の日

(事業税に関する経過措置)

2 改正前の愛媛県県税賦課徴収条例(以下「旧条例」という。)第18条の4第4号に規定する地方税法の一部を改正する法律(平成19年法律第4号)による改正前の地方税法第72条の2第9項第4号に掲げる事業に対して課する平成18年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

3 改正後の愛媛県県税賦課徴収条例(以下「新条例」という。)附則第19条の4の規定は、平成19年4月1日(以下「施行日」という。)以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

4 施行日前にされた旧条例第19条第2項の規定による家屋の新築後最初に行われた住宅金融公庫に対する請負人からの譲渡については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

5 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

6 新条例附則第24条第4項に規定する特定自動車の取得が施行日から平成19年8月31日までの間に行われる場合における同項の規定の適用については、同項第2号中「車両総重量が3.5トンを超える特定自動車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの」とあるのは、「車両総重量が3.5トンを超える特定自動車」とする。

(狩猟税に関する経過措置)

7 新条例第62条第1項の規定は、平成19年4月16日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用し、同日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する狩猟税については、なお従前の例による。